

2 環境科学班

環境科学班は、熊本市の良好な環境を守るため大気、水質などの環境保全に関する行政依頼検査を行っています。

さらに、大気環境の保全では地方自治体の試験研究機関の連携組織である全国環境研協議会等が実施している広域的な調査に参加し、試験検査と調査研究を行っています。

調査別の検査件数を表 2 に、依頼課別の検査件数を表 3 に示します。

(1) 大気保全関係の検査

環境政策課の依頼による有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析を実施しました。また、全国環境研協議会の取り組みとして、酸性雨の調査を行いました。

ア 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質は、水道町自動車排出ガス測定局（1 地点）で水銀を年 12 回測定しました。令和 4 年度の年平均値は指針値未満でした。

イ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析

令和 4 年度は、当センター屋上において捕集した試料の成分分析（質量濃度、イオン成分、炭素成分及び無機成分）を実施しました。試料捕集は、環境省のガイドラインに基づき年 4 回、各 2 週間実施しました。令和 4 年度の成分分析結果の報告は調査研究編に掲載しています。

ウ 酸性雨調査

全国環境研協議会が実施している第 6 次全国酸性雨調査（平成 28 年度～）に参加し、当センター屋上で採取した雨水の pH やイオン成分などの分析を行いました。令和 4 年度の pH の年平均値は 4.92 で、前年度平均値（4.96）とほぼ同程度でした。

(2) 水質保全関係の検査

水保全課の依頼による公共用水域及び地下水の常時監視並びに事業場排水の検査などのほか、関係各課の依頼による水質汚濁関係の検査を実施しました。

ア 公共用水域

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した公共用水域測定計画に従い、河川及び海域の常時監視に伴う水質調査を行いました。

河川については、環境基準点（8 地点）で年 12 回、補助点（19 地点）で年 4 回、調査を行いました。海域については、環境基準点（4 地点）で年 12 回調査を行いました。

調査項目のうち、有機物による水質汚濁の指標である河川の BOD、海域の COD については河川環境基準点の 8 地点のうち 7 地点で環境基準を達成し、海域環境基準点 4 地点のうち 2 地点で環境基準を達成していました。

また、ノニルフェノール及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については年 1 回、河川環境基準点（8 地点）及び海域環境基準点（4 地点）で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成していました。

さらに、有害金属やトリクロロエチレンなどの健康項目については、河川（8 地点）及び海域（4 地点）の環境基準点で年 1 回調査を行いました。このうち河川のヒ素、ほう素及びふっ素については自然由来の影響があるため年 2 回調査を行いました。また、イソキサチオンなどの要監視項目については、河川（5 地点）で年 1 回調査を行い、新規に PFOS 及び PFOA の検査も開始しました。河川の環境基準点 1 地点で海水由来によりほう素が環境基準を超過していましたが、それ以外の地点・項目で基準値（指針値）を超えたものはありませんでした。

イ 地下水

（ア）概況調査

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した地下水質測定計画に従い、定点監視調査及び補助点調査を行いました。

ア 定点監視調査

地下水質の現況と経年的な水質の変化を把握するため、市内全域に設置された監視井戸を用いて継続した水質調査を行っています（表 4、図 1 参照）。

令和 4 年度は、6 月に 21 本の井戸、10 月に 39 本の井戸について水質汚濁に係る環境基準項目、要監視項目及び地下水主要成分の検査を行いました。また、その内 9 本については、PCB を測定しました。

その結果、環境基準項目については、ヒ素が T52(飽田)、T53(飽田)及び T107(清藤)地点で、ほう素が T21(中島)及び T45(天明)地点で、ふっ素が T20(中島)、T21(中島)、T35(白川)、T45(天明)、T46(天明)及び T107(清藤)地点で環境基準を超えて検出されましたが、その原因は地質由来によるものと考えられます。それ以外の地点・項目については、全て環境基準を達成していました。

また、要監視項目については、溶解性マンガンが T14(力合)、T34(白川)、T46(天明)、T102(春竹)及び T103(花園)地点で指針値を超えて検出されましたが、その原因も地質由来によるものと考えられます。また令和 4 年度から調査を開始した有機フッ素化合物

(PFOS 及び PFOA) が、T34(白川)及び T110 (轟) 地点で暫定指針値を超えて検出され、原因は調査中です。

なお、硝酸性窒素濃度の短期間での変化を把握するために、東部地区（5 地点。平成 21 年度から）及び北部・北西部地区（5 地点。平成 27 年度から）において、年 6 回の定点監視調査を行いました。

b 定点監視調査補助点調査

定点監視調査を補うために、本市の主要な地下水流動地帯である東部地区の他、城南町地区などの井戸（6 月に 21 本、10 月に 18 本）で硝酸性窒素濃度について水質検査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(イ) 定期モニタリング調査

これまでの調査で水質の汚染が確認されている地域で、地下水質の動向を継続的に把握するため調査を行っています。

a 硝酸性窒素

北部地域、北西部地域及び植木町地域では、環境基準を超える硝酸性窒素の汚染が継続して見られていることから、年 2 回、調査を実施しました。（表 5 参照）。

なお、本市では地下水の硝酸性窒素濃度を低減するため、令和 2 年 3 月に作成された「第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づいて対策が進められています。

b ヒ素等

南西部地域に見られるヒ素、ふっ素及びほう素による汚染については、これまでの調査で原因が人為的汚染ではなく自然的要因であることが判っています。

令和 4 年度は 6 月に計 27 本の井戸について調査を行いました。その結果、ヒ素が 14 本、ふっ素が 15 本、ほう素が 1 本で環境基準を超過しました。調査した井戸のうちいずれかの項目が環境基準を超過した井戸は 21 本でした。なお、その濃度は昨年度の調査結果と概ね同程度でした。

c 揮発性有機化合物

市内 13 ヶ所に点在する揮発性有機化合物による地下水汚染地区について、46 本の井戸を年 1～4 回、延べ 84 検体の検査を行いました。その結果、延べ 26 本の井戸で環境基準を超過していました。

d その他

平成 23 年度（萩原地区）及び平成 24 年度（春日地区）に工場跡地の土壌及び井戸水

から、環境基準を上回る有害物質（ベンゼン、シアン、ふっ素など）が検出されたことから、平成 25 年度からそれぞれの地区で 2 本ずつ、計 4 本の井戸（平成 28 年 11 月からは井戸 1 本の廃止により計 3 本）をモニタリング井戸として年 2 回の調査を行っています。令和 4 年度の調査では、基準を超過した井戸はありませんでした。

また、平成 25 年度に植木町で見られた自然的要因によるヒ素及びふっ素の環境基準超過について、平成 27 年度以降、年 2 回、2 本の井戸で調査を行っています。令和 4 年度も引き続きヒ素及びふっ素が環境基準を超過していました。

(ウ) 地下水汚染における科学的自然減衰監視

平成 3 年に東野地区においてガソリンによる地下水汚染が発生したため、汚染の拡大防止と浄化を目的に浄化装置を用いて汚染した地下水の揚水処理を開始しましたが、汚染濃度の減少や汚染地域の縮小に伴い平成 14 年度末に浄化装置の運転を休止し、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて、国立環境研究所と共同で「地下水汚染における科学的自然減衰 Monitored Natural Attenuation (MNA) に関する研究」を行いました。その結果、東野地区では、土壌中の細菌によりガソリン成分の分解が進んでいることが確認され、以降、自然減衰の状況を監視していくことになりました。

令和 4 年度は、年 2 回、各 8 本の井戸でガソリン成分（ベンゼン、トルエン、キシレン）の監視を行いました。いずれも検出されませんでした。

(I) その他

文化財課の依頼により、上江津湖のスイゼンジノリ保護区域一帯の湧水 5 箇所について、年 4 回の水質検査を行いました。

ウ 事業場排水

事業場排水は、36 検体について生活環境項目と健康項目の検査を行いました。その結果、2 事業所で違反（全リン、BOD）があり、担当課より排水を適切に処理するように指導が行われました。

エ 内分泌攪乱化学物質

内分泌攪乱化学物質（通称、環境ホルモン）については、平成 13 年度に 10 地点で 3 物質の調査を開始し、平成 19 年度には 18 物質に対象物質を拡大して調査を行いました。平成 20 年度からは、市内の検出状況を整理してこれまでの傾向が分かってきたことから、対象物質を魚類への影響があるもの 4 物質と熊本市の調査で検出された 3 物質の計 7 物質について調査を実施してきました。

その後、一部の物質が要監視項目に移行したことに伴い、平成 27 年度からは、対象物質を 4 物質に整理し、河川 5 地点で隔年での検査を実施することとしました。令和 4 年度に実施

した 2,4-ジクロロフェノール及びビスフェノール A は検出されませんでした。

(3) 空間放射線量率の測定

平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原発の事故を受け、平成 23 年 10 月から平成 29 年 2 月まで、空間放射線量率を把握するため年 4 回、6 箇所で測定を行い、空間放射線量率が通常のレベルの範囲内（最小 0.026 ～最大 0.071 マイクロシーベルト／時）であることを確認しました。このような状況を踏まえ、平成 29 年度からは当センター敷地内のみで年 4 回、測定を行っています（表 6 参照）。

測定の結果、空間放射線量率は熊本県が行った事故以前の値と同様であり、日常生活に影響がないことが確認されました。今後も測定を継続し市民に情報提供していきます。

(4) 廃棄物関係の検査

最終処分場が周辺の地下水を汚染していないか確認することを目的として、環境施設課の依頼により、処分場関係の試験検査を実施しました。地下水観測井戸水や周辺井戸水 34 件の検査を行いました。地下水の汚染は見られませんでした。

また、民間産業廃棄物最終処分場周辺の地下水質を監視するため、ごみ減量推進課の依頼により、年 2 回、14 本の汚染監視井戸について、地下水に関する基準項目等の検査を行いました。その結果、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

(5) その他の検査

河川のマイクロプラスチック分析の情報収集のため国立環境研究所と地方環境研究所とで行うⅡ型共同研究に参加しました。令和 4 年 12 月に江津湖周辺（加勢川）でのマイクロプラスチック調査を実施しました。

また、当班では分析精度の確認と向上を目的として、毎年、環境省主催の精度管理調査に参加しています。令和 4 年度は模擬水質試料の六価クロム、カドミウム、ヒ素、鉛、全リン、PF0A、PF0S の検査を行い適正な結果を得ました。さらに酸性雨精度管理にも参加し適正な結果を得ました。

表 2 調査別の検査件数

調査区分			検体数	項目数	備 考
大気汚染	有害大気汚染物質		12	12	
	微小粒子状物質（PM2.5）		75	3,136	
	酸性雨		88	568	
	計		175	3,716	
水質汚濁	河川・ 海域	生活環境項目等	304	1,952	pH、BOD、SS等
		健康項目・要監視項目	22	782	重金属、揮発性有機化合物等
	地下水	概況調査	138	5,754	
		定期モニタリング調査	262	2,966	
		地下水汚染における科学的自然減衰監視	16	336	
		その他	163	2,045	スイゼンジノリ保護区湧水調査、自主モニタリング等
	事業所排水		36	362	生活環境項目、健康項目
	その他		80	2,613	環境総合センター排水自主測定等
	計		1,021	16,810	
	廃棄物関係		62	1782	廃棄物最終処分場周辺観測井戸、民間産廃処分場監視井戸等
精度管理		5	67	環境省精度管理	
その他		15	185	空間放射線量率、油種、火災原因調査等	
合 計			1,278	22,560	

表 3 依頼課別の検査件数

依頼課	検体数	項目数	備 考
環境政策課	99	2,820	PM2.5、有害金属等
水保全課	845	12,534	水質汚濁防止法に基づく調査等
環境施設課	36	580	最終処分場周辺調査等
ごみ減量推進課	29	1,242	産廃処分場周辺地下水調査等
東部環境工場	4	135	排水検査
動植物園	15	105	池の水質
文化財課	20	220	スイゼンジノリ保護区域湧水調査
市街地整備課	3	3	地下水
計	1,051	17,639	
その他	227	4,921	空間放射線量率、精度管理 等
合 計	1,278	22,560	

表 4 定点監視井戸一覧表

井戸 番号	深度(m)	用 途	測定 回数	井戸 番号	深度(m)	用 途	測定 回数	井戸 番号	深度(m)	用 途	測定 回数
T 3	50	農業用	1 回	T 21	15	監視用	1 回	T 47	145	監視用	1 回
T 4	60	〃	1 回	T 32	25	〃	2 回	T 48	110	〃	1 回
<u>T 9</u>	55	監視用	2 回	T 33	25	〃	2 回	T 51	135	〃	2 回
<u>T 10</u>	35	〃	2 回	T 34	65	〃	2 回	T 52	109	〃	1 回
<u>T 11</u>	110	〃	2 回	T 35	20	〃	2 回	T 53	135	〃	1 回
T 12	100	〃	2 回	T 36	110	〃	2 回	<u>T 102</u>	55	〃	2 回
T 13	100	〃	2 回	T 40	110	〃	2 回	T 103	36	〃	2 回
T 14	45	〃	1 回	T 41	70	〃	2 回	T 104	91	〃	2 回
T 15	150	〃	1 回	T 42	60	〃	2 回	T 106	69	飲 用	1 回
<u>T 17</u>	110	〃	2 回	<u>T 43</u>	100	〃	2 回	T 107	35	雑 用	1 回
<u>T 18</u>	40	〃	2 回	<u>T 44</u>	115	〃	2 回	<u>T 108</u>	50	飲 用	1 回
T 19	210	〃	1 回	T 45	10	〃	1 回	T 109	100	飲雑用	1 回
T 20	100	〃	1 回	T 46	93	〃	1 回	T 110	40	飲 用	1 回

※井戸番号が下線付きは PCB を測定

表 5 モニタリング調査結果（硝酸性窒素）

	6 月			10 月		
地 域	北部地域	北西部地域	植木町地域	北部地域	北西部地域	植木町地域
調査井戸本数	33	11	18	33	11	17
基準超過本数	11	3	6	14	3	5

表 6 空間放射線量率の測定結果

調査地点	測定結果（マイクロシーベルト/時）							
	R4年6月16日		R4年9月21日		R4年12月9日		R5年3月7日	
環境総合センター	0.037	晴	0.033	晴	0.039	晴	0.040	晴

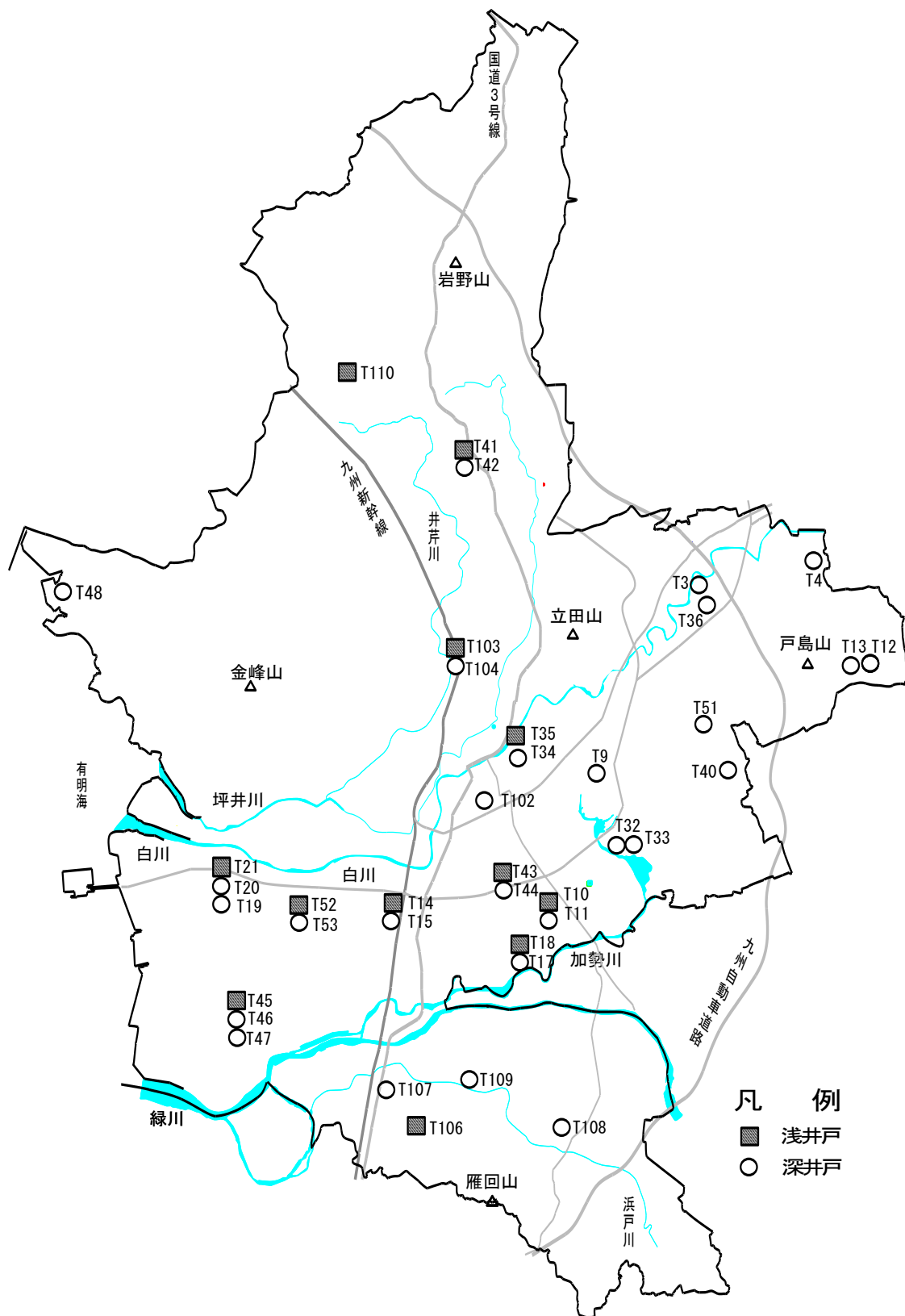


図1 定点監視井戸位置図